

横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

制 定 令和2年5月22日
環創エネ 第1166号 局長決裁
最近改正 令和5年6月20日
環創エネ 第135号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電気自動車等用充電設備設置事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進と温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 「充電設備」とは、電気自動車等に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

ア 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

ウ 充電用コンセントスタンド

上記イの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

- (5) 「経済産業省補助金」とは、補助金申請年度に募集している一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金のうち、マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）を対象とした補助金をいう。
- (6) 「神奈川県補助金」とは、補助金申請年度に募集している神奈川県が行うEV普通充電設備整備費補助金をいう。
- (7) 「集合住宅」とは、一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、

各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。

- (8) 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅など、車両の保管場所で行う充電を行う。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第4条 市長は、第2項で定める者（以下「補助対象者」という。）が横浜市内において行う補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象者に対し補助金を交付する。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者、もしくはこれらに準ずる者として、市長が認定した者とする。

- (1) 次のいずれかを満たすこと

ア 経済産業省補助金の交付決定を受けた集合住宅の管理組合、集合住宅を所有する者、又は使用する権限を有する者（国、地方公共団体を除く）

イ 上記アに規定する者から許諾を受け、第4項に規定する補助対象設備を設置し、所有するリース会社、カーシェアリング事業者等

- (2) 市税の滞納がないこと

3 補助対象経費は、経済産業省補助金の補助対象経費と同一とする。

4 補助対象となる設備は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 基礎充電のため、集合住宅に属する駐車場に設置するものであること

- (2) 当該集合住宅の居住者が使用する設備であること

- (3) 未使用であること

- (4) 経済産業省補助金の対象設備であること

- (5) 申請年度内に事業着手した設備であること。事業の着手日は、設備の搬入日とする。

5 対象となる充電設備の種類、補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2の定めるところにより、別表3に掲げる事項及び資料について、横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）による事前申込を行わなければならない。補助対象事業が完了した後、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、別表4に掲げる必要書類を添えて、市長に提出するものとする。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

2 補助対象者は、前項に基づき交付申請書を提出するにあたり、電子申請システムによる事前申込の後に発行される事前申込番号を、交付申請書に記載しなければならない。

3 会計年度内において、電子申請システムによる事前申込を基に算出した補助申請額の累計が、予算の範囲を超えると見込まれるときは、市長は申請の受付を中止することができる。

4 予算の範囲を超えた日の事前申込は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した補助対象者のみ交付申請書を提出できるものとする。なお、募集開始の日から7日の間（募集開始の日を含む）にあった事前申込については、同日にあったものとみなす。

5 前項による抽選の結果、抽選にもれた補助対象者のうち希望する者及び予算の範囲を超えた日以降に事前申込をした補助対象者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付

決定の取消し等により予算の範囲に満たなくなったときに、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。

- 6 電子申請システムによる事前申込の当選者が交付申請を辞退する場合は、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請に係る電子申請システム事前申込の当選辞退届出書（第2号様式。以下「辞退届出書」という。）を、速やかに提出しなければならない。
- 7 補助対象者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- 8 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。また、補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。
- 9 補助対象者は、第1項の申請において、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、別表5に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。なお、提出書類は、利益排除済のものとする。
- 10 第1項に規定する補助対象事業の完了日は、次に掲げる日のうちのいずれか遅い日とする。
 - (1) 充電設備の設置が完了した日
 - (2) 補助対象経費の支払が完了した日

(交付の決定及び額の確定)

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、その内容を適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、額を確定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付決定兼額確定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の審査にあたり、必要があるときは現地調査をすることができる。

(交付申請の取下げ)

- 第7条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があること等により、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(再申請の禁止)

- 第8条 第7条の交付申請の取下げを届け出た者は、同一年度内に同一設備について、第5条第1項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

(契約等)

- 第9条 補助対象者は、補助対象事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徵収に付きなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、困難又は不適当である場合は、同条但書きを適用できる。

(実施状況報告)

第10条 電子申請システムによる事前申込を行った補助対象者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金実施状況等報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第11条 第6条第2項の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書（第6号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

- 2 市長は、請求書の提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月 市規則第57号）に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

（手続の委任）

第12条 補助対象者は、委任状（第7号様式）を市長に提出することにより、電子申請システムによる事前申込、交付申請兼実績報告（第5条）、交付申請の取下げ（第7条）及び請求（第11条）について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施することとし、手続を通じ補助金の申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を、偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないものとする。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償はしない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、充電設備を取得した日から起算し、別表6に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内に、市長の承認を受けずに、取得財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者が、財産処分を予定し、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第9号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 第3項の申請を行った者は、財産処分が完了した場合、すみやかに横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分完了報告書（第10号様式）を市長に提出しなければなら

ない。

- 6 補助金の交付を受けた者が取得財産を処分した場合は、市長は、補助金の全部又は一部を横浜市に返還させることとする。なお、返還割合は別表7に定める。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。
- 7 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は関係職員によって隨時調査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第7条の規定による申請の取下げがあった場合
- (4) 前条第7項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用する。

3 市長は、第1項に基づく交付決定の取消しをしたときは、横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、交付決定を受けた者に理由を付して通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- 2 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 第2項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(届出事項)

第16条 補助金の交付を受けた者は、充電設備を取得した日の翌月から起算し、別表6に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内において、補助対象者の名称、住所等の変更を行う場合、あらかじめ横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る補助対象事業内容変更届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存義務)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を別表 6 に定める期間、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 18 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）

(3) 法人には、代表者又は役員に暴力団員に該当する者がいること

(4) 法人格を持たない団体には、代表者が暴力団員に該当すること

2 市長は、必要に応じ補助対象者が、前項各号のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（制定 令和 2 年 5 月 22 日 環創エネ第 1166 号、局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（改正 令和 2 年 12 月 21 日 環創エネ第 871 号、局長決裁）

この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（改正 令和 3 年 6 月 9 日 環創エネ第 211 号、局長決裁）

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（改正 令和 4 年 6 月 23 日 環創エネ第 222 号、局長決裁）

この要綱は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（改正 令和 5 年 6 月 20 日 環創エネ第 135 号、局長決裁）

この要綱は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

別表1（第4条関係） 対象となる充電設備の種類、補助額等

補助金の交付額は、補助金申請額、補助対象経費から経済産業省補助金の額及び神奈川県補助金の額を差し引いた額に補助率を乗じた額、並びに補助金上限額を比べて最も低い金額とする（千円未満切り捨て）

補助対象経費 (消費税を除く)	対象設備	補助率	1基あたりの 上限額
充電設備の購入費及び設置工事費	普通充電設備・充電用コンセントシステム・充電コンセント（機械式駐車場内）	2分の1	15万円／基
	充電コンセント（平置き）		8万円／基

※集合住宅1か所あたりの補助対象基数は最大5基までとする。

別表2（第5条、第11条関係） 申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

様式番号等	提出期限、条件等
電子申請システムによる事前申込	申請年度の3月第2金曜日締切 電子申請システムから別表3に掲げる事項を入力し、資料を添付して申し込むこと
交付申請兼実績報告書（第1号様式）	申請年度の3月第4金曜日 ※別表4の必要書類をすべてそろえて、環境創造局環境エネルギー課に郵送すること（上記提出期限内必着）
請求書（第6号様式）	申請年度の翌年度の4月第2金曜日 (上記提出期限内必着)

※提出期限が市の休日にあたるときは、その休日の前日をもって期限とする。

別表3（第5条関係） 電子申請システムによる事前申込に必要な事項及び資料

書類内容等	
【必要事項】	
1	補助対象者名、住所、メールアドレス、電話番号
2	集合住宅の名称、所在地及び対象設備・設置基數、並びに経済産業省補助金の補助対象経費、経済産業省補助金の交付決定額、神奈川県補助金の交付決定額、補助対象経費、市補助上限額及び補助金申請額
【経済産業省補助金に関する資料】※電子データにより提出	
3	経済産業省補助金の補助金交付決定通知書（写しを電子データ化したもの）
4	経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類（オンライン申請・アップロード書類含む。）一式（写しを電子データ化したもの） <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（経済産業省補助金交付申請書） ・マンション等であることを証する書類 ・補助対象者確認書類 ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 ・見積書（本体、設置工事）（内訳書含む。） ・充電設備等設置工事申告 ・充電設備等情報 ・要部写真 ・図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図面） ・住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類
【経済産業省補助金を申請しない場合】※電子データにより提出	
5	補助対象者確認書類 <u>【法人の場合】</u> 登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3ヶ月以内のもの）、または定款（写しを電子データ化したもの） <u>【個人の場合】</u> 運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード等、官公署から発行された顔写真付き本人確認書類（電子データ化したもの） <u>【法人格をもたないマンション管理組合の場合】</u> 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。
6	マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類等）
7	住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類
8	充電設備本体の購入にかかる見積書※内訳書含む。（写し）
9	充電設備の設置工事にかかる見積書※内訳書含む。（写し）
10	要部写真 <ul style="list-style-type: none"> ・充電スペースの全景、充電設備本体の設置予定場所等を自ら撮影したもの
11	図面（設置場所見取図、平面図、等電気系統図、配線ルート図）（写し）

12	補助対象経費をまとめた資料（自由書式） 【神奈川県補助金を申請する場合】※電子データにより提出
13	神奈川県補助金の交付決定通知書 【その他該当する場合】※電子データにより提出
14	委任状（第7号様式） ※電子データ化したもの、手続きを第三者へ委任しない場合は不要
15	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（写し） ※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合
16	その他 ※市長が必要と認めた書類

別表4（第5条関係） 交付申請及び実績報告時に必要な書類

書類内容	
【共通提出書類】	
1	交付申請兼実績報告書（第1号様式、第1号様式別紙）
2	委任状（第7号様式）（事前申込で提出したデータの原本） ※手続きを第三者へ委任しない場合は不要
3	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定兼額確定通知等を送付（A4判1～3枚程度）
【経済産業省補助金を申請する場合】	
4	経済産業省補助金の額確定通知書（写し）
5	経済産業省補助金の実績報告時に提出した次の書類（オンライン申請・アップロード書類含む）一式（写し） ・充電設備の発注書、請求書※内訳書含む。 ・充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書 ・充電設備設置工事実績申告（オンライン申請） ・（実績）充電設備（オンライン申請） ・充電設備本体の保証書 ・要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等） ・図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図）
【経済産業省補助金を申請しない場合】	
6	充電設備の発注書、請求書※内訳書含む。（写し）
7	充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書（写し）
8	充電設備本体の保証書（写し）
9	要部写真 (充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等を自ら撮影したもの)
10	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図）
11	補助対象経費をまとめた資料（自由書式）
【神奈川県補助金を申請する場合】	
12	神奈川県補助金の額確定通知書（写し）
【その他該当する場合】	
13	その他 ※市長が必要と認めるもの

※提出書類は、すべてA4判片面とする。

別表5（第5条関係）利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助対象者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表6（第13条、第16条、第17条関係） 保有義務と取得財産等の処分を制限する期間

期間	充電設備一式	取得した日から5年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> 処分制限期間内は処分（目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供することをいう。）することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書」（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。 <p>（※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のものとする）</p>	

別表7（第13条関係） 返還割合

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金相当額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある取得年月日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。）

充電設備一式

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、取得年月日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、取得年月日から起算して1年以上2年未満	80%
処分の承認日が、取得年月日から起算して2年以上3年未満	60%
処分の承認日が、取得年月日から起算して3年以上4年未満	40%
処分の承認日が、取得年月日から起算して4年以上5年未満	20%
処分の承認日が、取得年月日から起算して5年以上の場合	なし